

第2回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

・2022年5月16日（月）午前10時00分～午前11時28分

於 町田市役所2階 会議室2-2

・出席委員 川野、島田、服部、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、渡邊、風間、佐藤、
宇賀神、石井、水町——14名

・欠席委員 岡本——1名

・会議公開又は非公開の別 公開

・傍聴者数 0名

午前10時00分開始

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2022年度第2回の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日は、岡本委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、出席委員が3分の2以上ございますことから、審議会条例第6条の規定に基づきまして、審議会が開催できますことをご報告申し上げます。

本日ご審議いただく案件は、諮問8件でございます。それから、報告を2件予定しています。

資料については、事前にお送りしました資料番号の1から11をご覧ください。
また、本日、机上に資料2の差替え分、資料3の差替え、それから、本日初めてお配りする資料として、資料12-1、12-2がございます。皆様、不足等ございませんでしょうか。ご確認いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、本日から委員の方が1人交代をいたしまして、八柳委員から渡邊委員にこの審議会に加わっていただいています。

それでは、渡邊委員、一言自己紹介をお願いできればと思います。

渡 邊 渡邊真理子です。町田地区労働組合から参りました。よろしくお願いいたします。

事務局 どうもありがとうございます。事務局からは以上でございます。

それでは、川野会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、開会いたします。

議題の１、2022 年度第 1 回情報公開・個人情報保護運営審議会会議録の確認についてでございますが、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 それでは、これで確定いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の２、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民部市民課長、白川と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく市民課玉川学園駅前連絡所担当係長、久保です。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料２、１「児童図書室利用者登録」業務の業務登録について、２「地域センター、駅前連絡所運営管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供についてご説明をさせていただきます。

内容のご説明に入る前に、訂正箇所がございます。資料２の１ページをご覧ください。

２、『地域センター、駅前連絡所運営管理』業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、外部委託等について」を『地域センター、駅前連絡所運営管理』業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供について」に訂正をお願いいたします。

次に、差替え資料２の８ページをご覧ください。

「委託等の内容」に④の分を追加、下記個人情報の項目に⑥「容姿（映像）」、⑦「自動車名」を追加、備考欄に一文を追加いたしましたので、こちらもご確認ください。

それでは、資料２の３ページをご覧ください。

玉川学園コミュニティセンターの児童図書室は約 7,000 冊の蔵書があり、地域の方々に利用されております。この図書室は、1975 年に市立図書館分館のかわりとして設置され、1978 年に市民部に移管されたものです。今回の登録に伴いまして登録票全体の精査をいたしましたところ、児童図書室利用に関する個人情報業務登録票の登録がされていないことがわかりました。さかのぼる形となり、大変申し訳ございません。本日諮問をさせていただきます。

「業務の目的」は、玉川学園コミュニティセンター児童図書室利用者の管理です。

対象者は、市内在住、在学、在勤の方です。

次に、4 ページをお開きください。

個人情報記録の項目(1)「基本的項目」及び(3)「社会的地位等に関する項目」についてです。利用申込み時に、お名前、住所、連絡先、家庭環境——これは保護者や児童・幼児の別です。在学の方については学校名、在勤の方については勤務先を登録いたします。

また、図書の貸出しについてですが、利用者名、図書名、図書番号で管理をいたします。連絡注記事項も含め、(2)「思想・信条等に関する項目」に「図書室利用状況」といたしました。

次に、5 ページ、「地域センター、駅前連絡所運営管理」業務における個人情報登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報外部委託等登録票についてご説明をさせていただきます。

2021 年 5 月に、老朽化に伴う玉川学園コミュニティセンターの改築工事が完成し、新しくコミュニティセンターがオープンいたしました。新施設には、防犯上の目的から防犯カメラを設置いたしました。この防犯カメラの設置に伴い、個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報外部委託等登録票に登録した個人情報の項目等を変更する必要があるため諮問をさせていただきます。なお、諮問が遅くなり、大変申し訳ございませんでした。

個人情報業務登録票についてですが、「対象となる個人の範囲」に⑦「防犯カメラに写った者」を追加いたします。

6 ページをお開きください。

個人情報記録の項目(5)「財産・収入に関する項目」に「自動車名」を、(6)「心身等に関する項目」の「容姿(写真)」に「映像」を追加させていただきます。

次に、7 ページをお開きください。

個人情報外部提供登録票についてですが、捜査機関から協力依頼があった際に、映像に写った容姿と自動車名を外部提供するものです。

次に、差替え資料 2 の 8 ページをお開きください。

個人情報外部委託等登録票についてですが、建物総合管理業務委託契約の受託者

である警備員がモニターに写った防犯カメラの映像を確認する必要があるため、登録をするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

常々申し上げてきたとおり、防犯カメラの運用については慎重に運用していただくということ、これはほぼ常識になっていることでございますので、市民課のほうで全く問題ないとは存じますが、一応答申に慎重な運用ということをつけ加えた形で市長への答申としたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の3でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 環境資源部循環型施設管理課長の林と申します。

担当者 同じく施設維持係担当係長、黒須です。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく運営管理係主任の鎌田と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料の3、「バイオエネルギーセンター専門委員会」、「中間処理施設の廃棄物処理」業務の業務登録について、2、「運営協議会」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用に関しましてご説明させていただきます。

なお、本日、資料3につきましては差替え版をお配りしておりますので、そちらのほうをご覧ください。

業務の概要です。町田市バイオエネルギーセンターは2022年1月に本格稼働を開始しましたが、これに伴い、住民の方の安全・安心と施設の円滑な運営などを目的に、運営協議会、専門委員会を開催することとなりました。また、この4月には環境資源部では組織改編がありまして、事務分掌が変更されました。これにより、これまで所管しておりました一般廃棄物処理業の許可及び委託業務のうち、許可の業務が他課に移管されました。今回の諮問は、これらの変更等により必要になった個人情報の収集に関して業務登録及び既存業務の変更を行うものです。

では、まず、3 ページ及び4 ページの「バイオエネルギーセンター専門委員会」の業務登録についてご説明いたします。

専門委員会は、施設の稼働状況に重大な事項が生じた場合などに開催する委員会です。委員会は、学識経験者、市民、市職員で構成され、4 ページに示す個人情報を収集いたします。

次に、5 ページ及び6 ページ、「中間処理施設の廃棄物処理」業務の業務登録についてご説明いたします。

組織の再編で、一般廃棄物処理業の許可及び委託業務のうち、当課に残った委託の部分ですが、新たに「中間処理施設の廃棄物処理」として登録するものです。

「業務の名称」につきましては、実態に合わせた表現にしております。

一般廃棄物は最終的な処分をするまでさまざまな中間処理を行っておりまして、市の直営の処理のほか、委託並びに許可業者によって処理を行っております。市が業者に委託するときや業者に許可を与えて業務を行わせるときには、法の規定により審査を行い、欠格要件を確認する必要があるございます。委託、許可ともに欠格要件は法に定められておりまして、収集する個人情報は同様のものがございます。

個人情報の収集の対象となる範囲は法令のとおりでございます。収集するものとしましては、身分証明、健康状況、犯歴となります。

引き続き、7 ページをご覧ください。

犯歴は本籍地の市町村に照会いたします。対象者の本籍地が町田市にあった場合、当市市民課へ照会するため、目的外利用の登録を行います。

最後に、運営協議会の変更についてご説明いたします。8 ページをご覧ください。

町田市バイオエネルギーセンターの稼働に伴い、運営協議会が設置されましたので、既存業務の「業務の目的」及び「対象となる個人の範囲」を変更したものととなります。

また、委員は町内会・自治会を通じてご紹介いただくため、収集先を追加いたしました。

9 ページをご覧ください。

個人情報の収集項目について、「電子メールアドレス」を追加いたしました。
最後、10 ページをご覧ください。

町内会・自治会の連絡先について市民協働推進課から情報提供を受けるため、目的外利用の登録を行います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。

小 林 数点あるんですが、まず1点、昨日の広報まちだで、バイオエネルギーセンターで火災が発生したということが報道されました。我々市民としても非常に心配をしているところであります。この専門委員会の設置は、こういういろんな事項を予想して、ここの文言にそれが書かれていますけれども、事前にもう検討されていたのでしょうか。それと、この専門委員会の委員はどういう構成を今考えられているのかというのが1点ですね。

それと、この文面を見ますと「重大な事項の」だから、これは事故も含めるし、いろんな設備の問題も含まれるのだらうと理解しますけれども、そういう問題があったときに「運営協議会に報告する」とありますけれども、市民には報告しないのかという非常に素朴な疑問があります。

それと、後で運営協議会の規定が加わるということで8ページに書かれていますが、当初は境川のクリーンセンターを対象にした運営協議会となっていましたけれども、今度はバイオエネルギーセンター近隣の15自治会も入れるということになりまして、境川と両方入れるわけですね。戻って3ページ目は、バイオエネルギーセンターのいろんな問題に関して専門委員会が報告するのは運営協議会というふうにしていますけれども、それは境川も含むという解釈でよろしいですか。ちょっと言葉じりだけとって申し訳ないんですけども、主な2点をお伺いします。

担当者 広報まちだで火災の件、5月15日号でお知らせさせていただきまして、皆様には大変ご心配をおかけしております。専門委員会の構成につきましては、今回のような事故が発生したときに、その解決に向けて専門的な助言が必要であるという状況に至った場合は専門委員会を招集したいと考えて準備してまいりました。

専門委員会は、市の主張に対して専門的な見地からアドバイスをいただけるように、清掃工場とか、そういう業務に精通された方を学識の委員として検討したいと思っております。具体的な例で言いますと、全国都市清掃協議会とか、廃棄物の関係の知識をお持ちの方の団体がありますので、そういうところに委員さんをお願いしたいと検討しております。

それから、運営協議会に報告をして、市民の皆様にご報告をしないのかということにつきましては、ここでは地元の町内会向けに、一番近くでご心配いただかなきゃいけない皆様へのお知らせというところでは、まず近隣 15 町内会を対象にした運営協議会があるんですが、当然ごみの処理は全市のごみを処理しておりますので、今回、広報に出させていただきますが、ホームページや広報、SNS、環境資源部のほうで持っております SNS のアカウントを使ったり、さまざまな形で市民の皆様にはお伝えしていかなくちゃいけないと考えて実施させていただいているところです。

小 林 先ほどとダブるんですけれども、その運営協議会の中身に境川も含まれるのかということですか。

担当者 はい。運営協議会は、これまで境川クリーンセンターの運営協議会というものが運営されておりましたが、今回、バイオエネルギーセンターについても追加になりましたので、両方が対象となります。

小 林 確認ですけれども、実際に専門委員会はまだ動いているのでしょうか。

担当者 まだ専門委員会自体の招集はしておりません。

小 林 選定はされているのでしょうか。

担当者 内々でこの方が望ましいのではないかという候補は考えておりますが、具体的な選定はまだでございます。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はありますでしょうか。

小 林 今の件に関してでございますけれども、今の説明では、そういう重大な事案が起こったので作ったというような印象を受けました。本来的に言えば、市民の立場で考えますと、やはりあんな大きな設備を大転換、リプレースしたわけですから、それに対してはそれなりの専門家が入っていろいろ審議するし、あと何が起こるかわかりませんので——バイオエネルギーセンターというのは、調べてみますと全国でも珍しい設備ですよ。

そういう中で、いろんなことを考えて市民の生活を守るという立場だろうと思いますので、事が起こってから作るというのは余りにも後手後手過ぎるのではないかと。起こったことは仕方ないことですが、やっぱり意見としては、事前に危険予知をして、そういう体制を確保すべきではないかというふうに承知しております。

す。これはここの条文云々の問題ではございませんけれども、こういうのが提案されましたので、そういうふうに申し上げたいと思います。

会 長 ほかにご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

今の小林委員のご発言は本審議会の管轄ではない部分でございますけれども、ただ、実際に市政を運営していく上で当然のことでございますので、今後ともどうぞ市民のための市政を推進していくためにいろいろと検討して、一番よい方法をとっていただきたいということでございます。

ということで、本件につきましては市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題の4、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所健康推進課統括係長、磯部と申します。

担当者 同じく主事の市川と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料4、「地域保健普及啓発（健康推進課）」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。

町田市保健所では、市民の健康づくり及び公衆衛生に関する意識向上や健康づくりに関する取組を進めるため、地域保健普及啓発を行っております。その一環として、保健所が発行している広報紙「みんなの健康だより」について、市民アンケートを実施して意見を募り、より市民のニーズに沿った情報発信ができるようにしています。また、回答者の方に抽選でプレゼントをお送りしています。

なお、今回の諮問は委託登録を2022年3月で時限廃止したことから、新たに委託の登録を行うものです。委託に伴い、取り扱う個人情報の項目に変更はありません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

中 1つ教えてほしいんですけども、「委託等に係る保有個人情報の項目」の中で、7番に「希望賞品」となっていますよね。これは物品とかそういうことじゃな

くて、いわゆる表彰とか、感謝状とか、賞とか、そういうものの賞品ということですか。それとも、さっきおっしゃったプレゼントということに捉えるのか教えてほしいんです。

担当者 こちらはプレゼントというものになります。

会 長 ほかにご質問はありますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の5、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 下水道経営総務課長、西澤と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく下水道経営総務課の日比野と申します。

担当者 同じく総務係、北原と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料の5、「町田市下水道事業計画評価委員会」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

下水道事業計画評価委員会は、市の下水道事業計画について意見聴取、評価を行う懇談会として設置するものでございます。委員は、学識経験者、関係外部団体の代表、公募による市民で構成されます。

続きまして、それぞれの登録票についてご説明申し上げます。

それでは、3ページをご覧ください。

「対象となる個人の範囲」は、「委員会委員及び委員応募者」と「委員会傍聴希望者」です。

「他機関等からの収集」欄に記載されている団体は、下水道事業計画評価委員会に委員を推薦していただく団体となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

個人情報として収集する各項目につきましては、委員会委員の選考や謝礼を支払う際に必要な情報でございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

下水道事業計画評価委員会委員と日程調整を行うための連絡手段として、電子メールを使用するためのコンピュータ処理等登録票です。

説明については以上になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、「町田市下水道事業計画評価委員会」業務の設置に伴う登録でございますので、市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、議題の6、諮問でございます。

それでは、説明員の自己紹介、前の3人だけお願いいたします。

担当者 政策経営部広報課課長の樋口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

担当者 同じく担当係長の大口と申します。

担当者 同じく担当係長の本吉と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、まず、資料6、1 「「広報まちだ」に関する意識調査」業務における個人情報業務登録票の変更について、2 「シティプロモーション事業」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

広報課では、3～4年に1回程度の頻度で市の広報活動に関する市民の意識調査を行っており、今年度、2022年度に実施予定でございます。このたび本調査に係る登録票全体の精査をしたところ、既存の登録表現が実態と合わない部分がございますので、適切な表現になるように変更いたしました。

それでは、2 ページをご覧ください。

個人情報業務登録票の「業務の名称」及び「業務の目的」を実際の調査目的に合う表現に変更しました。

次に、2、「シティプロモーション事業」に関する個人情報コンピュータ処理等登録票及び個人情報外部委託等登録票の変更についてご説明させていただきます。

内容のご説明に入る前に、ちょっと訂正箇所がございます。

5 ページの「SNS (Twitter、Instagram、YouTube)」の「性別」については削除になります。訂正をお願いいたします。

それでは、改めましてご説明をさせていただきます。シティプロモーション事業に係る意識調査について外部委託し、情報をメール等でやり取りするに当たりまして、個人情報の項目を追加するものでございます。

また、グーグルフォームでのアンケートの収集のため、グーグルフォームシステムを新規登録するものでございます。

それでは、4 ページをご覧ください。

個人情報コンピュータ処理等登録票、「システムの名称」に「グーグルフォーム」を新規登録いたします。

次に、6 ページ、電子メールの項目に「性別」を追加いたしました。

続いて、7 ページをご覧ください。

個人情報外部委託等登録票に「性別」を追加いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。

服 部 最初の広報のアンケートに関して質問させてください。これは記名式のアンケートのようなものが想定されているのかもしれないんですが、どんな規模で行われるのかという点。

それから、職業とか、地位とか、学歴はある程度聞くかなという気がするんですが、職歴も含めて情報収集されるようなので、職歴のようなものが必要になってくるアンケートというのはどういうものなのかなというのをちょっとお伺いしたいと思っています。

担当者 まず、規模でございますけれども、3,000 人を想定しております。具体的には、住民基本台帳に基づきまして、15 歳から 80 歳の間で無差別に抽出した 3,000 人の方々に調査票をお送りさせていただく予定です。

担当者 そもそもこの広報に関する調査なんですけれども、市民の方が求めている情報や市が伝えたい情報を適切な広報手段で提供することが目的でございます。ですので、いろいろな背景をお持ちの方々がどういった方法で情報を知っているのかというときに、その背景の 1 つとして必要ということで広報課のほうでは項目を設定しているところでございます。

服 部 抽象的にはよくわかったような気がするんですけども、実際に職歴が必要になるような質問とかを今までもされてきたということですかね。

担当者 職業につきましては今現在の職業についてのみお聞きしていますので、過去の職歴を聞くことはないということで、削除したいと思います。

会 長 ほかにご質問はありますか。

渡 邊 「コンピュータ処理等の条件」のところでお尋ねしたいんですけども、まず、担当者限定ということでは、どのぐらいの人数を課の中で限定するのかということ。

それから、「スクリーンセーバーを使用し」ということでは、そのスクリーンセーバーの作動するまでの時間で画面ののぞき見を防ぐということがあるんですけども、その作業をしている場所が簡単にのぞける場所なのか、それとも隔離とか、そういう場所であるのかということをお尋ねしたいと思います。

担当者 まず、担当者の人数はシティプロモーション業務をメインに行っている3名となります。

スクリーンセーバーの稼働までの時間は短いんですけども、10秒で稼働するようになっております。席は入り口から大分離れたところになっていて、後ろが壁になっているので、基本的に一般の方から見られることはまずないと考えております。以上です。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の7、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部子ども総務課長、大坪と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく係長の奥と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく主事の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 では、資料 7、「子ども・子育て会議」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部委託等登録票の変更についてご説明をさせていただきます。

まず、2 ページをお開きください。

個人情報業務登録票、「業務の目的」についてでございますが、子ども生活部では第 2 期町田市子ども・子育て支援事業計画の見直しを進めております。町田市の子ども施策の現状及び課題を整理した上で、さまざまな子ども施策に対するニーズ量の更新を行ったデータを作成する必要があるがございます。このニーズ量の算定に、住民基本台帳の情報をもとに人口推計を作成する必要があるがございますので、こちらの「業務の目的」に「住民基本台帳の情報を基に人口推計を作成する」を追加しております。

続いて、4 ページをお開きください。

個人情報目的外利用・外部提供登録票、「利用・提供の目的又は理由」に「人口推計を作成するため」を追加しております。

続きまして、5 ページをお開きください。

個人情報外部委託等登録票、「委託等の内容」に、3「人口推計の作成」を追加しております。こちらは、人口推計の作成を業者へ委託するため追加をいたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

将来の子どもの数を推測するための人口推計ということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 8、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 経済観光部産業政策課長、村上と申します。

担当者 同じく産業政策課担当係長の福元といいます。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく産業政策課主任の桑原と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 資料8の「キャッシュレス決済プレミアムポイント事業」業務の業務登録についてご説明いたします。

本事業は、国が推進しますキャッシュレス決済を促進しつつ、市内経済の活性化を後押しするため、町田市内の対象店舗においてキャッシュレス決済サービス「P a y P a y（ペイペイ）」で支払いを行った消費者に対して、プレミアムポイントを付与するキャンペーンを実施するものでございます。これまで2020年度に第1弾、2021年度に第2弾のキャンペーンを行いました。このたび第3弾としまして、2022年7月1日から7月31日までキャンペーンを実施いたします。

キャンペーンの内容は、対象期間中に市内の対象店舗においてP a y P a yでお支払いをしますと、決済金額の最大20%分、金額にしますと、1カ月間で最大5,000円相当のポイントを付与します。そこで、今回はキャンペーンの利用に当たり、P a y P a yの利用登録の際に収集する最低限必要な情報と事業のアンケート情報について登録を行うものです。

3ページ中ほどをご覧ください。

「対象となる個人の範囲」は、『「キャッシュレス決済プレミアムポイント事業」利用者』となります。

続いて、4ページをご覧ください。

本事業で収集する個人情報の項目は、(1)の「基本的項目」の「氏名（識別番号）」「性別」「生年月日（年代）」「電話番号」、(5)「財産・収入に関する項目」の「取引状況」となります。「氏名」、「電話番号」は、利用者がキャンペーンに参加するためP a y P a yの利用登録をする際に必要となり、「取引状況」は対象店舗におけるP a y P a yでの決済に対してポイントを付与するために必要となる購買情報でございます。また、「性別」、「生年月日」は、事業効果をはかるアンケートを実施する際に収集いたします。

最後に、5ページをご覧ください。

本事業では、スマートフォンを利用し、二次元バーコードによる決済を利用するため、その決済サービスを有するP a y P a y株式会社へ外部委託を行います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。

小 林 教えていただきたいんですが、第1回目が2020年、2回目が2021年、今回3回目ということで、概算で結構ですけれども、過去2回の利用者数と利用金額、それと、今回はどの程度を目指しているのかということをお願いしたいと思えます。

担当者 まず、1回目、2回目の利用者数でございますが、1回目に関しましては28万4,000人です。2回目が30万4,000人、今回はそこにちょっと加えまして、33万4,000人を目標にしております。

決済総額になりますけれども、この期間中にP a y P a yでお買い物をした額ですね。1回目は2カ月間ございましたので、2カ月間で92億1,000万、第2弾は1カ月間で38億円、今回は1カ月間でございまして、50億円を想定してございます。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

石 井 個人情報記録の項目で「基本的項目」のところなんですけれども、こちらの情報というのは、P a y P a yさんに利用者が登録している情報をP a y P a yさんからもらってくるという考え方でよろしいのでしょうか。

担当者 流れとしましては、もともとP a y P a yのアプリを登録している方がいて、それでお買い物をされると、お買い物をした情報がP a y P a yさんのほうで購買履歴という形で残りますので、それをアンケート調査するときにこちら側に情報提供していただくという流れになります。

石 井 そうすると、(5)の④「取引状況」というのは、例えば町田のお店で私が何かを買いましたという情報がP a y P a yさんのほうからそのまま流れてくると思うんですけれども、「基本的項目」のほうの内容も、私は町田市に住んでいますけれども、町田市に住んでいない方もこれって使われますよね、このキャンペーンは。

そうすると、その情報は結局、P a y P a yのアカウントを作るときに登録した情報をもとに、私は町田市民だけでも、町田の市役所に登録している情報ではなくて、そこが間違っていなければイコールなんですけれども、町田の市役所に届けている情報というわけではなくて、P a y P a yのアカウントを作るときに登録した情報を使わせていただくという考え方でよろしいですね。

担当者 町田市側で情報をもらうのは個人の名前ではなくて、あくまで識別番号という形

になっていますけれども、町田市内の店舗で利用された購買履歴のデータをもとに抽出していただいて、こちらでアンケートを作るという情報の流れになる感じです。その中に一部、町田市外にお住まいの方の購買履歴も当然入ってくるとは思いますけれども。

石 井 この「基本的項目」の中にも書いてありますけれども、今おっしゃった識別番号というのは、P a y P a y さんの中での自分の振られている番号という意味ですか。

担当者 利用者がP a y P a y にアカウントを登録するときに自動付与されるユーザー I Dをこの識別番号と言っております。

石 井 P a y P a y のアカウントについている、私だったら私の番号ということですね。この識別番号というのは。

担当者 そのとおりです。

石 井 わかりました。ありがとうございます。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

基本的にプレミアムポイントを提供するということでございますので、市民の利便のためにはよろしいのではないかと思いますけれども、個人情報の運用については当然慎重にやっていただくことと存じますので、改めて申し上げることはいたしませんので、市長諮問どおり本件について承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の9、報告でございます。続けてお願いいたします。

担当者 それでは、資料9の「産業交流展出展支援」業務の廃止についてご説明いたします。

本事業は、東京都が主催します産業交流展に出展を希望する事業者への支援を行っていましたが、当課で別途行っております産業見本市出展事業補助金により、国内で行うさまざまな展示会への出展支援が充実してきたところから、2021年度をもちまして「産業交流展出展支援」業務が終了いたしましたので、個人情報業務登録票の廃止をいたすものでございます。

説明は以上でございます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は「産業交流展・出展支援」業務が終了したための廃止でございますので、市長報告どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。どうもご苦労さまでした。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の10、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 環境資源部循環型施設整備課長、田中と申します。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく担当課長の波戸場です。よろしくお願いいたします。

担当者 同じく主事の石亀と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料10、「循環型施設プロモーション事業」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

「循環型施設プロモーション事業」業務は、循環型施設整備事業の一環として、施設整備に関するイベントや愛称の募集等により、環境問題への意識向上や施設に対して関心を持っていただき、末永く愛される施設とすることを目的としております。このたび町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始に伴い、施設の愛称募集を実施いたします。また、その他各種イベントなどの実施に伴い、応募者から個人情報を取得するため諮問するものです。

それでは、3ページをご覧ください。

個人情報業務登録票です。循環型施設についてイベントなどを行う際に、参加希望者から連絡先などの必要な情報の提供を受けます。

続きまして、5ページをご覧ください。

個人情報外部提供登録票になります。イベントなどで募集した作品を表彰する際に、市ホームページや広報などにて受賞作品や受賞者を市民等へ公表いたします。

最後に、6ページをご覧ください。

個人情報コンピュータ処理等登録票です。イベントなどの募集を行う際に、広く

応募者を募るため、電子メールやファクシミリを用いて提供を受けます。また、受賞作品などをホームページにて提供いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 11、報告でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 事務局の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料 11、「療育技術指導」、「福祉講座」、「施設運営管理」、「ボランティア受け入れ」、「実習生受入」、「災害時要配慮者支援（ひかり療育園）」、「ひかり療育園在り方検討」業務の廃止について説明させていただきます。

2022 年 4 月 1 日をもってひかり療育園を民営化いたしました。そのため、ひかり療育園で扱っていた業務を廃止するものでございます。

なお、一部業務については障がい福祉課が引き継いでおります。現在登録内容の見直しを行っておりますので、準備が整い次第、順次、当審議会に諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、ひかり療育園の廃止、民営化ということでございますので、ご意見を承る必要はないと思いますので、本件につきまして市長報告どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の 12、個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について、事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、資料 12－1 についてご報告いたします。

前回の第 1 回審議会におきましてご質問がありました、多摩 26 市の審議会委員の構成についてご説明いたします。

内容といたしましてはこちらの別紙のとおりになっておりまして、3 市を除いて公募の市民が含まれているという内容になっております。

「※」がついておりますけれども、「学識等」という中には、元市・都職員、もしくは学校長とかの教員関係者、システム関連業務の経験者なども含まれております。

こちらの説明については以上になります。

事務局 それでは資料 12－2 に基づきまして、個人情報保護法の改正に伴う国の動向と、それを踏まえた町田市の対応の案についてご説明をいたします。

まず、資料 12－2 の 1 ページをご覧ください。

前回の審議会以降の動きについてこちらに整理をしました。今回の法改正のうち、地方自治体に関して定めた部分の施行日——この施行日というのは、この日から新しい決まり、新しい法律に従いますよという日付のことを施行日といいます。これを来年の 2023 年 4 月 1 日としますということが 4 月 20 日に発表されました。これまで 2023 年春という言い方をしていたんですけれども、正式に 4 月 1 日になりますということが公表されました。

また、この 4 月 20 日同日に、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正版が公表されました。

少し日付があきまして、4 月 28 日に行政機関等に向けた事務対応ガイドと Q & A の更新版がそれぞれ公表されております。今後、こうしたガイドラインですとか、Q & A などを参考にしながら、来年 4 月 1 日の施行に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、2 ページをご覧ください。

今回の個人情報保護法の改正につきまして、本審議会の学識委員の先生方に事前にアドバイスもいただきまして、そうしたアドバイスなども参考にしながら、改正の要点、どういうことを行われようとしているのかというところが少しでもわかりやすくなるかと思ひまして、条例に基づく——現行の町田市の条例で定めたルールということですね。それと、改正後の法律の考え方、それを踏まえて町田市はこう

いう対応を考えていますという方向性について整理をいたしました。本日はこの資料をご覧いただき、委員の皆様からご質問、ご意見等をぜひいただければと存じます。

まず、論点の①です。「個人情報の定義について」なのですが、特に死者、亡くなられた方の情報の取り扱いについての部分です。現在の町田市の条例では、死者を除外する規定が特にありません。改正法では、個人情報というのを「生存する個人」に関する情報というふうに言っていますので、死者は個人情報保護法の守備範囲、枠組みから除外されることになります。ただし、この死者、亡くなられた方の情報が同時に遺族の方にとっての情報にもなるという場合は、これは遺族の方にとっての個人情報ということに整理されますので、こうなると法律の守備範囲に入ることです。死者の情報をどう取り扱うかということを、個人情報保護法のルールとは別の制度として、各自治体、市役所が条例を作ることは可能と整理をされております。

町田市としては、まず、遺族の情報に関しては個人情報保護法に基づいて開示できるということ。それから、死者の方の情報については、遺族の方に情報提供をするという形で対応ができると考えておまして、死者を対象にした独自の制度、独自の条例制定は現在のところでは行わないという考えでおります。

続いて、論点の②です。「議会の個人情報保護制度について」、引き続き資料の２ページの下段のところです。現行の町田市の条例では市議会も対象の範囲となっておりますが、改正後の個人情報保護法では議会が対象から除かれております。これを踏まえて、町田市でも市議会に特化した個人情報保護条例というものの制定が必要であると考えてございます。

続きまして、３ページをご覧ください。論点の③「要配慮個人情報の取扱いについて」です。

現行の条例では、要配慮個人情報、いわゆるセンシティブな個人情報は、法令の定めがある、または職務執行上必要不可欠な場合で、審議会に諮問し、その答申に基づいて行う場合を除いて収集してはいけないこととしています。まさに今日審議をいただいたとおり、登録票の中にこういう項目がありますということを含めてきちんと諮問をして答申いただくというステップを踏む必要があることを今の条例でもうたっております。

改正法では、人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴など、要配慮情報を収集することの制限について特に定めがありません。こういう情報の取得制限をかける、こういうことをしないと集めてはいけないというふうに制限をかけることを自治体の条例で決めることは認められませんという考え方が示されています。また、各自治体の実情によって、法律に書かれている以外の情報を要配慮情報として条例で定めることはできますというふうに整理をされています。

こうした法律の考え方等も踏まえまして、現行の町田市の条例と改正法でいう要配慮情報に関して大きな差異、大きな違いはないということ、それから、要配慮情報として法律以上に何か定めても、取得をすることに関して大きな影響がないということがありますので、町田市独自の要配慮情報を定めることは現在考えておりません。

また、要配慮情報を収集するのであれば、例えば審議会へ諮問することというルールを設けることを考えますと、このルールがあることは取得制限に該当してしまうので、要配慮情報であっても、現在のように審議会に諮問するというプロセスは踏めないというふうに解釈してございます。

続いて、4 ページ、論点の④でございます。「個人情報登録簿や、個人情報ファイル簿の作成・公表について」でございます。

現在の町田市の条例では、個人情報を収集するときはまさに本日審議をいただいたとおり、必要な事項を審議会に諮問して、個人情報登録簿に登録する。登録簿ほか必要な資料をそろえて、諮問をして答申をいただく。それで登録をするという流れを踏むわけでございますが、こうした登録に関する帳簿につきまして、この資料で改正法の考え方を整理しております。

まず、この個人情報ファイルというのは、個人情報をデータベース化したものと考えていただくとわかりやすいかなと思います。このデータベース、個人情報ファイルに 1,000 人以上の情報が登載されている場合、この個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられているということになります。皆さんに今日ご審議いただいたような登録簿、現在の登録簿に相当する資料を作る。それから、それを公表するという点については法律上は特に定めがありませんが、こういうものを公表することも可能ですというふうにされています。

これらを踏まえまして、町田市では、現行の個人情報登録簿に相当する、まだ仮

の名前でございますが、「個人情報管理票」といったものを各課が作成し保管をするといった運用をしていきたいと考えております。現在のように審議会に1つずつ丁寧に諮問をしてというプロセスはなくなりますけれども、この管理票を作成する際は、我々市政情報課との事前の協議をきちんと義務づけて、個人情報保護・情報公開に関する制度の信頼性をきちんと確保、維持してまいりたいと考えております。

続いて、論点の⑤です。「個人情報の開示」と「公文書の公開」、2つの制度の整合性についてです。現在、町田市では個人情報の開示を個人情報保護条例に基づいて行っています。公文書の公開というのは、情報公開条例に基づいて手続をそれぞれ進めてまいりますが、法改正後、仮に同じ請求を双方にいただいた場合に、その結果が異なってしまうような事態になってしまうとちょっと心配ですねというご助言がありました。

町田市では、今回の法改正に併せまして、こういう情報は開示できないという不開示情報ですとか手数料、期限などの条件が整合するように、情報公開条例のほうも併せて改正をする考えでおります。

続いて、5ページです。論点の⑥ですね。「開示決定の期限、決定の延期の限度期間について」です。ありていに申しますと、現行の町田市の条例と改正法とでは、町田市のほうが実際問題締め切りが早いんですね。何かこういう情報を見せてくださいと言われて、それを見せられますとか、見せられませんという返事をする締め切りが町田市のほうが早いというのがあります。法律の考え方として、法律のルールより期限を長くすることは認められません。ただ、縮めて厳しくすることは問題ないという考え方がされています。

そこで、町田市では、開示の期限を法律のルールに合わせて緩めるのではなくて、現行条例の規定を維持して、開示については14日以内のままというので引き続き運用したいと思っています。決定の延期については、これは改正法の考え方に沿うことになるので、最長が44日になるということです。ですから、法律が変わったことで、今までよりものんびりしてしまうことにはならないようにルールを整理するということになります。

論点の⑦「行政機関等匿名加工情報の提供について」です。匿名加工情報というのは、個人情報を含むデータを特定の個人を識別できないように加工したもののこ

とを匿名加工情報と言います。いわゆるビッグデータといいですか、大量の情報から、例えば市役所であれば何か施策の方向性を考えていくといったことは考えられるかと思いますが、改正法ではこういう匿名加工情報を外部提供する制度の創設を行政機関に求めています。ただし、当面の間、国、都道府県、政令指定都市以外はこの制度の創設は任意で、作っても作らなくてもいいですよというふうに位置づけられています。

町田市では、先行自治体、国や都道府県、政令市等の取組に注視しながら、一般市にも義務化された時点で対応するというふうに考えておりまして、現時点ではこの匿名加工情報の提供に取り組むことは考えてございません。

6 ページ、最後です。論点の⑧「審議会の役割について」でございます。現行の条例では、個人情報の収集、目的外利用、外部提供等について審議会が諮問を受けて審議し、答申するという役目を審議会に担っていただいているということになります。また、情報公開や個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について諮問を受け、審議し、答申するという役目も担っていただいています。

これに対して改正法では、審議会に諮問するのは、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」と限定をされています。「特に必要であると認めるとき」の例えばとして、今回公表された Q & A ではこちらの 3 つが書かれていました。

来年 4 月以降の審議会の役割として、具体的な事例を想像して今お話しするのはなかなか難しい状況ではありますが、例えば個人情報保護法施行条例の改正ですね。保護法を市役所としてどういうふうに運用していくのかというルールのような個人情報の取り扱い、情報公開に関する重要事項について諮問に応じ、審議・答申するという役目を担っていただくのかなと考えております。本日、特にこの論点⑧の部分について、委員の皆様から率直にご意見をいただければ幸いです。

長くなって申し訳ありません。説明は以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。

本件につきましてご質問はありますでしょうか。

今のご説明、内容をご理解いただけましたでしょうか。

鶴 田 審議会の役割について、質問というか、確認です。

資料の 6 ページの改正法のところで Q & A の紹介があって、3 つ紹介が出ていま

す。一番上の部分が、運用のルール細則を設定する場合に審議会に諮問をして、答申を求めるという点、それから、3つ目の条例改正の場合にも同じように答申を求めるという点、これは審議会の役割としてわかりやすいと思うんですが、真ん中の「法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性」、自治体の特殊性に応じた必要性がある場合に、いわば例外的に審議会の答申を求めるということが想定されているやに思います。

それで、ちょっと資料の3ページに戻って、改正法のところの一番下にも「自治体の実情により、その他の情報を条例で要配慮情報として定めることができる」とあって、この自治体の実情に応じた要配慮情報であったり、地域の特性に応じた必要性のあたりの具体例がどんなものがあるのかなと私も考えてみたんですけども、なかなか思い浮かばなくて、町田の特性というと、JRと小田急が乗り入れていて、非常に大規模な駅があって、そこから来る人の流れの多さみたいなところが近隣の自治体と比べて大きいのかななんて思ったりしたんですが、そうはいっても、じゃ、具体的に何が審議会の諮問事項なり答申事項なりになってくるのかがいまいち思い浮かばなかったんです。今、職員のほうで、こういうものがもしかしたら当たるかもしれないなというようなものがあれば、不確定でもいいので幾つかご紹介いただければありがたいんですけども、ありますか。

事務局 実は我々も鶴田委員と同じように考えてはみたんですけども、町田で独自に個人情報保護に関して何かしらの特殊性があるかという点、なかなか難しいのかなと。我々もちょっと想像ができないところでして。なので、先ほど言ったQ&Aの2番目については、我々では特に該当するところがないのではないかなと捉えているところではあります。もうちょっと小さなコミュニティとかで、近隣が誰もが知っているようなところを地域の特殊性といって捉えているのかなというふうにこちらでは理解しているところなんですけれども。

風 間 この件で僕がすぐ頭に浮かんだのは、公共団体の特殊性というのは、米軍の基地があって、騒音なんかほかの自治体ではないところもあるので、そういうのが特殊性になるのかななんて感じましたけれども、どうなのでしょう。

事務局 おっしゃるとおり、例えばそういったものも当たるかなと思いますが、個人情報の扱いをそれによって変えるかどうかというのはまた難しいところかなと。米軍があるから個人情報の扱いをどうしようというところは余りないのかなと考えて

いまして、もちろんそういった米軍があるからというのも特殊性には当たるとは思っています。

会 長 ほかにございますか。

嘉 藤 全体的なところをお伺いしたいんですが、今後、施行条例を制定するに当たって、この審議会の諮問手続を踏むということなんでしょうか。

事務局 条例については審議会で当然ご紹介はしますし、また、こちらで議論した内容を条例に反映していきたいと思いますが、審議会に諮問するということころまでは今のところ考えていないところです。

嘉 藤 そうしますと、今お話しされている内容というのは、方向性について審議会に諮問という形ではなく、情報提供してご意見があれば承るという、そのような形を今とっているということになるんでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。

会 長 ほかにございますか。

嘉 藤 今日ご提示いただいたもので、簡単に気づいた点について幾つかお話ししますと、まず、死者の情報については情報提供で対応可能とありますが、現行の条例の施行規則では遺族の方にどのような情報を提供するのかというところまでかなり細かく規定されておりますので、それを内部ルールにするという形で対応を考えられているのかということがまず1つですね。

その場合に、基本は公文書管理の問題なので、個人情報としては出ないということが大前提で、遺族の方の今お話ししたようなものに該当する方に関しては情報提供という形をとるのかどうかということですね。その場合に、死者の方について別途ファイルをつくる必要があるかどうか、これは死亡された方についてどのぐらい情報が残るかということに関わってきますけれども、その点はある程度シミュレーションした上で、別途ファイルをつくる必要があるということであれば、少なくとも内部規則で何らかの文書管理についての定めを置く必要があるかもしれないと思いますので、その点をご検討いただければと思います。

2点目です。あとは、個人情報の登録簿を1,000人未満であっても作られるというのは非常によいことだと思いますので、その様式については審議会のほうにも情報提供いただければと思います。

そして、審議会の役割ですけれども、諮問という形はとらずとも、報告という形

はとれると思いますので、どこまでそれが必要になるのかどうかというところの仕分けですね。こちらをお願いできればと思います。

また、決定期限はこちらの法よりも短い形を維持されるということも望ましいことだとは思いますが、実務上、実際に大量な請求が来る可能性が当然ありますので、その請求を受ける段階での補正ですね。この現在の在り方についても確認が必要になろうかと思います。

差し当たり気づいた点について指摘ということで、回答を求めるものではありませんので、ご承知おきいただければと思います。以上です。

会 長 基本的に当審議会、情報公開と個人情報保護と両方の、要するに市政情報全般についての政策のこれからの実施について基本的にどう考えるかということは、当然、今後とも新しい審議会の守備範囲であろうと存じるところですけれども、ただ、そこで具体的にどう運用していくのか。それが今の形で諮問はできないけれども、報告はどこまで、どれだけの報告をどれだけするのか、これはもちろん開催の回数とも関わってくることだと思いますけれども、年に何回開会して、そこでどれだけの報告を受けて、それが2時間なら2時間の時間の中で処理しきる情報だとして、何回開会すればいいか。結局、そういったことも含めて考えていくことが新しい状況への対応として必要だろうと。

議会の個人情報保護条例は、これは議会のものですから、こちらが基本的に言うことではないんですけども、ただ、具体的な案を示さないと議会のほうでも作れないだろうという感じはするわけですけども、その辺、どうなのでしょう。

事務局 今日は資料としてというか、それこそ議会との守備範囲の問題もありますので、用意はしていないんですけども、全国議長会のほうから条例の例ということで、ひな形が全国の議会には共有をされている状態なので、例えばそういうものも各自自治体が参考にしながら条例案として作っていくことになろうかと思います。

嘉 藤 今ご指摘のとおりです。他方で、東京都は不服申し立てした場合に別途審査会を設けていますので、議会のモデルの形だと町田市と同様なんですけれども、審査会で対応していますので、そちらに一本化するかどうかというのは1つの議論になろうかなと思います。

内容面については、そのモデルのほうに恐らくほぼ自治体は準拠して作成されるだろうと思われます。以上です。

会 長 そうですね。審議会だけじゃなくて、審査会の在り方も関わってくるということですね。

事務局 不服申し出があった場合の審査会のしつらえというところだと思いますけれども、東京都と町田市とで大分体力というか、体制が異なりますので、議会専門のものとして審査会を立てられるかという、町田市の実情からするとちょっと難しいかなというところもありますので、そのあたりも考えながら、審査のほう、不服申し立てがあった場合の体制についても検討を進めているところでございます。

会 長 ほかに……。

島 田 ちょっと初歩的なことなんですが、議会を今回除いた法律の趣旨は、具体的にどういう理由で除いたんですかね。

事務局 これは、国のほうのもうちょっと大きな視点からの考え方が地方にもというところなんでしょうけれども、国でも裁判所であるとか、国会という組織に関しては別の法律にのっとって、独立性を保つべきであるという考え方でもともと国レベルのところから整理をされて、それが地方にも同様の考え方として流れてきているということですね。議会に関しては独自、市長とか教育委員会とは別の形でそういう規制がかかるべきという考え方だと思います。

事務局 国等の説明会では、議会については議会の自律的な運用に任せるべきという説明がございました。報告としてつけ加えさせていただきます。

会 長 個人情報保護法という法律自体、国の行政に関わる個人情報の保護に関する法律であって、国会あるいは裁判所についてはまた別々に法律が作られている、これが現状ですよ。したがって、地方公共団体についても議会に関わるものは別途独立してやるべきだと。要するに、行政に関わる範囲ではないということなんだと思いますけれども、それでよろしいのでしょうか。

嘉 藤 お見込みのとおりではございます。議会の個人情報保護につきましては、基本的には議会局が保有している文書の扱いということになりまして、議員さん個人が持っている個人情報は範囲外になりますけれども、ただ、それでよいのかという別の問題があるので、議会局のほうでは議員さん個人が持っている個人情報の扱いについてやはり何らかのルールはある程度必要だろうと思われまいますので、その点は議会局のほうでもご検討いただければと思います。以上です。

会 長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今の状況を踏まえて、また来月、さらに進んだ形で新しい制度の制定に向けて事務局のほうで対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。大変ご面倒な仕事ですし、国のいろいろな話がこれから先も急にやってくる可能性はありますので、そうした場合に緊急に対応してやっていただくということ、大変ご面倒をかけますけれども、よろしくお願いいたします。

ということで、本件につきましては本日のところここまででよろしゅうございましょうか。

それでは、議題の 13、その他に入ります。

事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 事務局から次回のご連絡をしたいと思います。

次回は、2022 年 6 月 13 日（月曜日）、場所としては何ものなければ同じ、こちらの 2－2 の会議室で行いたいと思います。皆様、ご予定のほどよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前 11 時 28 分閉会

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について

※変更の理由

業務の名称の変更及びそれに伴う各登録内容の変更のため。

「_____」は削除、「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報目的外利用登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

個人情報業務登録票

業務の名称 次世代エネルギー等推進事業奨励 住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助		部 課 名 環境資源部環境政策課
		管理責任者 環境資源部環境政策課長
		登録年月日 2004. 3. 8 2009. 2. 9 2012. 5. 14 2014. 12. 8変更
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用	
記録廃棄の時期 業務廃止後5年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 次世代エネルギー等の有効活用を図り、環境 負荷の低減に寄与することを目的として、市内 の住宅に次世代エネルギー等設備を設置する 方に対して、奨励金を交付する。 自然エネルギーの有効活用を図り、環境負 荷の低減に寄与することを目的として、市内の 住宅用自然エネルギー利用機器等を設置する 方に対して、その設置費用の一部を補助する。	財務部資産税課	固定資産税・都市計画税賦課
	財務部納税課	市税収納
	市民部市民課及び 各市民センター	住民基本台帳
対象となる個人の範囲 ・次世代エネルギー等推進事業奨励金申請 者 ・住宅用自然エネルギー利用機器等設置補 助金申請者 ・住宅の所有者（申請者が所有者でない場 合）		
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
	次世代エネルギー等設備 販売業者 住宅用自然エネルギー利用 機器等販売業者	次世代エネルギー等設備販売 住宅用自然エネルギー利用機器等販 売
本人等への明示の方法 口頭による 申請書に記載		
記録の保管方法 ・文書、電子媒体 ・キャビネット、書庫に保管		
保管上の留意点 キャビネット、書庫を施錠		
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略と します	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 手続き代行により申請者の負担を軽減するため	

(第1号様式2)

業務の名称 次世代エネルギー等推進事業奨励

住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助

部 課 名 環境資源部環境政策課

個
人
情
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名 2 個人番号 ③ 住所 ④ 性別 ⑤ 生年月日 ⑥ 電話番号 7 本籍 ⑧ 国籍 ⑨ 世帯主との続柄 10 親族関係 11 家庭環境等 12 13 14 15	☆収集の目的	1 主義・主張 2 支持政党 3 宗教 4 趣味・嗜好 ⑤ 意見・要望 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	☆収集の目的 ⑤は、次世代エネルギー等設備住宅用自然エネルギー利用機器等の使用感について意見を報告することが交付要件であるため。
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
1 職業・職歴 2 地位 3 学歴 4 各種団体加入 5 賞罰 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	☆収集の目的	1 学業成績 2 勤務成績 3 各種試験成績 4 各種資格 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	☆収集の目的
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況 ② 財産状況 ③ 納税額等 ④ 取引状況 5 公的扶助の受給 6 各種貸付金 7 住居の間取り・図面 ⑧ 金融機関名 ⑨ 口座番号 ⑩ 補助金額 ⑪ 建物の状況 ⑫ 機器の種類 ⑬ 土地の状況 14 15	☆収集の目的 ②は住宅等所有者確認のため。 ③、⑪、⑬は要綱の規定に基づき、補助対象者としての要件を満たしているかを確認するため。 ④は交付要件として発電量、使用量売電量、買電量などの稼動状況報告があるため。 ⑧、⑨は奨励金補助金交付のため。	1 健康状況 2 病歴 3 障がいの状況 4 容姿 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	☆収集の目的

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 住民基本台帳		部 課 名 市民部市民課及び各市民センター
		管理責任者 市民部市民課長及び各市民センター長
		登録年月日 2009.2.9 2012.7.9変更
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 随時
利用・提供先	名 称 環境資源部環境政策課	利用・提供の方法 1 閲 覧 ② 文書による通知、複写 ③ <u>コンピュータ処理等(業務システム)</u> 4 その他
	業務の名称 次世代エネルギー等推進事業奨励 住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助	
	管理責任者 環境資源部環境政策課長	利用・提供の条件 利用目的以外の使用を禁止
利用・提供の目的又は理由 補助対象者の要件(住所を有していること)を満たしているか確認することを目的とする。		
利用・提供の法令等の根拠 な し		
利用・提供に係る個人情報の項目		
1 氏名	1 2	2 4
2 住所	1 3	2 5
3 性別	1 4	2 6
4 生年月日	1 5	2 7
5	1 6	2 8
6	1 7	2 9
7	1 8	3 0
8	1 9	3 1
9	2 0	3 2
10	2 1	3 3
11	2 2	3 4
	2 3	3 5
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略とします。		

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 次世代エネルギー等推進事業奨励		部 課 名 環境資源部環境政策課
		管理責任者 環境資源部環境政策課長
		登録年月日
システムの名称 住民記録システム		
コンピュータ処理等の目的 事務の迅速かつ正確な処理を行うため。		
コンピュータ処理等の条件 ・業務上不必要な項目は収集しない。 ・ID・パスワードにより操作者を限定する。 ・スクリーンセーバーを使用する。		
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目	1 2	2 4
1 氏名	1 3	2 5
2 住所	1 4	2 6
3 性別	1 5	2 7
4 生年月日	1 6	2 8
5 国籍（画面表示のみ）	1 7	2 9
6 世帯主との続柄（画面表示のみ）	1 8	3 0
7 住民異動年月日（画面表示のみ）	1 9	3 1
8 異動事由（画面表示のみ）	2 0	3 2
9 出生（画面表示のみ）	2 1	3 3
1 0 死亡（画面表示のみ）	2 2	3 4
1 1 住民記録システム注意情報（画面表示のみ）	2 3	3 5
備 考		

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 次世代エネルギー等推進事業奨励		部 課 名 環境資源部環境政策課
		管理責任者 環境資源部環境政策課長
		登録年月日
システムの名称 電子メール		
コンピュータ処理等の目的 奨励金交付申請者と事務連絡を行うため。		
コンピュータ処理等の条件 ・ 担当者以外の取り扱いを禁止する ・ 受信データは、速やかに印字し、端末のデータは削除する ・ 印字した電子メールの原稿は、業務終了後、速やかに処分する		
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目	1 2	2 4
1 氏名	1 3	2 5
2 住所	1 4	2 6
3 電話番号	1 5	2 7
4 電子メールアドレス	1 6	2 8
5	1 7	2 9
6	1 8	3 0
7	1 9	3 1
8	2 0	3 2
9	2 1	3 3
1 0	2 2	3 4
1 1	2 3	3 5
備 考		

(第1号様式2)

業務の名称 次世代エネルギー等推進事業奨励

住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助

部 課 名 環境資源部環境政策課

個人情報記載の項目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号	⑫は、奨励金申請者の	2 支持政党	
③ 住所	み。	3 宗教	⑤は、次世代エネルギー等設備住宅用自然エネルギー利用機器等の使用感について意見を報告することが交付要件であるため。
④ 性別		4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		⑤ 意見・要望	
⑥ 電話番号		6	
7 本籍		7	
⑧ 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
10 親族関係		10	
11 家庭環境等		11	
⑫ 電子メールアドレス		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
1 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	
3 学歴		3 各種試験成績	
4 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	1 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況	②は住宅等所有者確認のため。	2 病歴	
③ 納税額等	③、⑪、⑬は要綱の規定に基づき、補助対象者としての要件を満たしているかを確認するため。	3 障がいの状況	
④ 取引状況	④は交付要件として発電量、使用量売電量、買電量などの稼動状況報告があるため。	4 容姿	
5 公的扶助の受給	⑧、⑨は奨励金補助金交付のため。	5	
6 各種貸付金		6	
7 住居の間取り・図面		7	
⑧ 金融機関名		8	
⑨ 口座番号		9	
⑩ 補助金額		10	
⑪ 建物の状況		11	
⑫ 機器の種類		12	
⑬ 土地の状況		13	
14		14	
15		15	

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之、様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく報告について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを報告いたします。

記

「住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助」業務における個人情報目的外利用登録票及び個人情報コンピュータ処理等登録票の廃止について

※廃止の理由

補助要件（市税の完納、住宅等の所有等）変更により不要になったため

添付書類

- ・個人情報目的外利用登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 市税収納		部 課 名 財務部納税課																																					
		管理責任者 財務部納税課長																																					
		登録年月日 2004. 3. 8 2011. 12. 12変更																																					
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 随時																																					
利用・提供先	名 称 環境資源部環境政策課	利用・提供の方法 1 関 覧 ② 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等（庁内ネットワーク） 4 その他																																					
	業務の名称 住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助																																						
	管理責任者 環境資源部環境政策課長	利用・提供の条件 利用の目的外の使用を禁止																																					
利用・提供の目的又は理由 補助対象者の要件(市税を完納していること)を満たしているか確認することを目的とする。																																							
利用・提供の法令等の根拠 なし																																							
<table border="0"> <tr> <td>利用・提供に係る個人情報の項目</td> <td>1 2</td> <td>2 4</td> </tr> <tr> <td>1 氏名</td> <td>1 3</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>2 住所</td> <td>1 4</td> <td>2 6</td> </tr> <tr> <td>3 納税額等</td> <td>1 5</td> <td>2 7</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1 6</td> <td>2 8</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1 7</td> <td>2 9</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1 8</td> <td>3 0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1 9</td> <td>3 1</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>2 0</td> <td>3 2</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2 1</td> <td>3 3</td> </tr> <tr> <td>1 0</td> <td>2 2</td> <td>3 4</td> </tr> <tr> <td>1 1</td> <td>2 3</td> <td>3 5</td> </tr> </table>				利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	2 4	1 氏名	1 3	2 5	2 住所	1 4	2 6	3 納税額等	1 5	2 7	4	1 6	2 8	5	1 7	2 9	6	1 8	3 0	7	1 9	3 1	8	2 0	3 2	9	2 1	3 3	1 0	2 2	3 4	1 1	2 3	3 5
利用・提供に係る個人情報の項目	1 2	2 4																																					
1 氏名	1 3	2 5																																					
2 住所	1 4	2 6																																					
3 納税額等	1 5	2 7																																					
4	1 6	2 8																																					
5	1 7	2 9																																					
6	1 8	3 0																																					
7	1 9	3 1																																					
8	2 0	3 2																																					
9	2 1	3 3																																					
1 0	2 2	3 4																																					
1 1	2 3	3 5																																					
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略します。																																							

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 固定資産税・都市計画税賦課		部 課 名 財務部資産税課	
		管理責任者 財務部資産税課長	
		登録年月日 2009. 2. 9 2011. 12. 12 2014. 12. 8変更	
区 分 ☒ 目的外利用 ☐ 外部提供		利用・提供の期間 随時	
利用・提供先	名 称 環境資源部環境政策課	利用・提供の方法 1 閱 覧 ② 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等（業務システム） 4 その他	
	業務の名称 住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助		
	管理責任者 環境資源部環境政策課長	利用・提供の条件 利用の目的外の使用を禁止	
利用・提供の目的又は理由 補助対象者の要件(住宅等を所有していること)を満たしているか確認することを目的とする。			
利用・提供の法令等の根拠 なし			
利用・提供に係る個人情報の項目 1 2 2 4			
1 氏名	1 3	2 5	
2 住所	1 4	2 6	
3 財産状況	1 5	2 7	
4 建物の状況	1 6	2 8	
5 土地の状況	1 7	2 9	
6	1 8	3 0	
7	1 9	3 1	
8	2 0	3 2	
9	2 1	3 3	
1 0	2 2	3 4	
1 1	2 3	3 5	
備 考 目的外利用の際、本人等への通知・同意は省略します。			

個人情報コンピュータ処理等登録票

部 課 名 環境資源部環境政策課

業務の名称

住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助

管理責任者 環境資源部環境政策課長

登録年月日 2014.12.8

システムの名称

固定資産税賦課システム

コンピュータ処理等の目的

事務の迅速かつ正確な処理を行うため

コンピュータ処理等の条件

- ① オンラインによる画面検索のみ
- ② 業務上不必要な項目は収集しない
- ③ IDカード・パスワードにより操作者を限定する

コンピュータ処理等をする

個人情報の項目

1 2

2 4

1 氏名

1 3

2 5

2 住所

1 4

2 6

3 財産状況

1 5

2 7

4 土地の状況

1 6

2 8

5 建物の状況

1 7

2 9

6

1 8

3 0

7

1 9

3 1

8

2 0

3 2

9

2 1

3 3

1 0

2 2

3 4

1 1

2 3

3 5

備 考

22町環環第368号

2022年6月 1日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「環境学習推進(環境共生課)」業務の業務登録について

添付書類

- ・個人情報登録業務名設定票
- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報外部提供登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

個人情報登録業務名設定票

部課名 環境資源部環境共生課

[illegible]

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 環境学習推進(環境共生課)		部 課 名 環境資源部環境共生課	
		管理責任者 環境資源部環境共生課長	
		登録年月日	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☐ 本人等以外 ☐ 目的外利用		
記録廃棄の時期 3年	◆ 他の業務からの収集(目的外利用)		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 環境の保全や生物多様性に関する環境講座・イベント等を実施し、市民及び事業者等の環境意識を啓発する。			
対象となる個人の範囲 ・環境学習講座・イベント等の参加者・申込者 ・環境学習講座・イベント等の講師			
	◆ 他機関等からの収集(本人等以外収集)		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
本人等への明示の方法 口頭・文書による			
記録の保管方法 ① 文書、電子媒体 ② キャビネット、書庫に保管			
保管上の留意点 キャビネット、書庫に施錠			
備 考	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他		

(第1号様式2)

業務の名称 環境学習推進

部 課 名 環境資源部環境共生課

個人情報

報 記

録

の

項

目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号		2 支持政党	⑤、⑥は、環境意識の啓発に使用するため
③ 住所		3 宗教	
④ 性別		4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		⑤ 意見・要望	
⑥ 電話番号		⑥ 作品	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
9 世帯主との続柄		9	
10 親族関係		10	
11 家庭環境等		11	
⑫ 電子メールアドレス		12	
13		13	
15		14	
		15	
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
② 地位	⑦は環境講座の内容として収集	2 勤務成績	
③ 学歴		3 各種試験成績	
④ 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰（表彰）		5	
⑥ 学籍		6	
⑦ 活動内容		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	1 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況		2 病歴	
3 納税額等	⑩は傷害保険請求手続に必要となるため収集	3 障がいの状況	④は啓発目的で、広報誌等の発行の際に、顔写真等を掲載するため。
4 取引状況		④ 容姿（写真）	⑤は傷害保険請求手続に必要となるため
5 公的扶助の受給		⑤ 事故（ケガ）の状況	
6 各種貸付金		6	
7 住居の間取り・図面		7	
8 金融機関名		8	
9 口座番号		9	
⑩ 示談の内容		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 環境学習推進(環境共生課)		部 課 名 環境資源部環境共生課
		管理責任者 環境資源部環境共生課長
		登録年月日
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 随時
利用・提供先	名 称 市民等	利用・提供の方法 ① 関 覧 ② 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等 (ホームページ) 4 その他
	業務の名称	
	管理責任者 市民等	利用・提供の条件 提供の目的以外の使用を禁止する。
利用・提供の目的又は理由 環境講座・イベント等の様子を公開することで、市民等の環境意識を啓発するため		
利用・提供の法令等の根拠 なし		
利用・提供に係る個人情報の項目 1 2 2 4		
1 氏名 1 3 2 5		
2 住所 (市区町村名) 1 4 2 6		
3 学籍 1 5 2 7		
4 作品 1 6 2 8		
5 容姿 (写真) 1 7 2 9		
6 1 8 3 0		
7 1 9 3 1		
8 2 0 3 2		
9 2 1 3 3		
1 0 2 2 3 4		
1 1 2 3 3 5		
備 考 外部提供の際、本人等に同意を求めます。		

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 環境学習推進(環境共生課)		部 課 名 環境資源部環境共生課
		管理責任者 環境資源部環境共生課長
		登録年月日
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 随時
利用・提供先	名 称 損害保険会社	利用・提供の方法 ① 関 覧 ② 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等 ④ その他(口頭)
	業務の名称 保険加入・保険請求	
	管理責任者 代表取締役	利用・提供の条件 提供目的以外の使用を禁止
利用・提供の目的又は理由 環境講座・イベント等の実施に際して、保険の加入及び事故発生時の保険金請求のため		
利用・提供の法令等の根拠 なし		
利用・提供に係る個人情報の項目 1 2 2 4		
1 氏名 1 3 2 5		
2 住所 1 4 2 6		
3 性別 1 5 2 7		
4 生年月日 1 6 2 8		
5 電話番号 1 7 2 9		
6 示談の内容 1 8 3 0		
7 事故(ケガ)の状況 1 9 3 1		
8 2 0 3 2		
9 2 1 3 3		
1 0 2 2 3 4		
1 1 2 3 3 5		
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。		

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 環境学習推進(環境共生課)		部 課 名 環境資源部環境共生課	
		管理責任者 環境資源部環境共生課長	
		登録年月日	
システムの名称 電子メール			
コンピュータ処理等の目的 環境学習講座・イベント等の講師、参加者、申込者との事務連絡のため。			
コンピュータ処理等の条件 ・担当職員以外の取扱いを禁ずる。 ・送受信データは、業務終了後速やかに削除する。 ・印刷した用紙は業務終了後速やかに処分する。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
	1 2		2 4
1 氏名	1 3		2 5
2 電子メールアドレス	1 4		2 6
3	1 5		2 7
4	1 6		2 8
5	1 7		2 9
6	1 8		3 0
7	1 9		3 1
8	2 0		3 2
9	2 1		3 3
1 0	2 2		3 4
1 1	2 3		3 5
備 考			

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 環境学習推進(環境共生課)		部 課 名 環境資源部環境共生課	
		管理責任者 環境資源部環境共生課	
		登録年月日	
システムの名称 ファクシミリ			
コンピュータ処理等の目的 ・環境学習講座の講師との事務連絡のため。			
コンピュータ処理等の条件 ・担当職員以外の取扱いを禁ずる。 ・送受信データは、業務終了後速やかに削除する。 ・印刷した用紙は業務終了後速やかに処分する。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
	1 2		2 4
1 氏名	1 3		2 5
2 電話番号	1 4		2 6
3	1 5		2 7
4	1 6		2 8
5	1 7		2 9
6	1 8		3 0
7	1 9		3 1
8	2 0		3 2
9	2 1		3 3
1 0	2 2		3 4
1 1	2 3		3 5
備 考			

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

部 課 名 環境資源部環境共生課

業務の名称
環境学習推進(環境共生課)

管理責任者 環境資源部環境共生課長

登録年月日

システムの名称
ホームページ管理システム(ホームページ掲載)

コンピュータ処理等の目的

- ・町田市ホームページにおいて環境学習講座・イベント等の様子を公開するため。

コンピュータ処理等の条件

- ・端末操作はID及びパスワードにより、操作者の個人認証をするとともに、担当者を限定して行う。
- ・業務上必要のない項目は掲載しない。

コンピュータ処理等をする

個人情報の項目

	1 2	2 4
1 氏名	1 3	2 5
2 住所(市区町村名)	1 4	2 6
3 学籍	1 5	2 7
4 作品	1 6	2 8
5 容姿(写真)	1 7	2 9
6	1 8	3 0
7	1 9	3 1
8	2 0	3 2
9	2 1	3 3
1 0	2 2	3 4
1 1	2 3	3 5

備 考

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「予防接種」業務における個人情報コンピューター処理等登録票の変更及び外部委託等について

※変更の理由

新型コロナワクチン追加（4回目）接種の実施に伴い、接種券発行に新たに必要となった情報を収集するため

「————」は削除、「————」は追加

添付書類

- ・個人情報コンピューター処理等登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 予防接種		部 課 名 保健所保健予防課
		管理責任者 保健所保健予防課長
		登録年月日 2022.3.14
システムの名称 優先接種希望メールフォーム（電子メール）		
コンピュータ処理等の目的 小児を対象とした新型コロナウイルス感染症予防接種の接種券の送付に際し、優先接種の希望を受け付けるため。		
コンピュータ処理等の条件 ・ I D ・パスワードにより端末の操作者を限定する。 ・ スクリーンセイバーを使用する。 ・ 受信したデータは速やかに印字し、データを削除する。 ・ 印字した原稿は、業務終了後速やかに処分する。		
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目	1 2	2 4
1 氏名	1 3	2 5
2 住所	1 4	2 6
3 性別	1 5	2 7
4 生年月日	1 6	2 8
5 電話番号	1 7	2 9
6 電子メールアドレス	1 8	3 0
7 健康状況	1 9	3 1
8 予防接種歴	2 0	3 2
9	2 1	3 3
1 0	2 2	3 4
1 1	2 3	3 5
備 考		

個人情報外部委託等登録票

業務の名称 予防接種		部 課 名	保健所保健予防課
		管理責任者	保健所保健予防課長
		登録年月日	
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者 名称及び所在地 八昭印刷株式会社 町田市玉川学園七丁目 10 番 27 号 代 表 者 代表取締役 管理責任者 同上		委託等の条件	
		① 秘密の保持	
		② 第三者への提供の禁止	
		③ 指示目的以外の使用の禁止	
委託等の内容		④ 事故発生時の報告	
委託等の理由		⑤ 再委託の禁止	
委託等の期間		⑥ 複写及び複製の禁止	
通年		⑦ 情報の管理方法の指定	
		⑧ 職員による立入り調査	
		9 その他	
委託等に係る保有個人情報の項目			
1 氏名	1 2	2 4	
2 住所	1 3	2 5	
3 生年月日	1 4	2 6	
4 予防接種歴	1 5	2 7	
5	1 6	2 8	
6	1 7	2 9	
7	1 8	3 0	
8	1 9	3 1	
9	2 0	3 2	
10	2 1	3 3	
11	2 2	3 4	
	2 3	3 5	
備 考			

22町市市第309号
2022年5月27日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたします。

記

- 1 「住民基本台帳」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について
- 2 「戸籍」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について

※変更の理由

- ・住民票及び戸籍の電子申請を追加するため
 - ・検察庁への外部提供を追加するため
- 「_____」は削除、「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報外部提供登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票 その1

業務の名称 住民基本台帳		部 課 名	市民部市民課及び各市民センター
		管理責任者	市民部市民課長及び各市民センター長
		登録年月日	1989.10.1 1997.3.10 1999.3.8 2000.3.13 2001.5.14 2002.6.10 2004.4.12 2004.10.18 2004.12.13 2012.2.13 2014.10.20 2015.6.8 2017.7.10 2018.3.12 2019.2.18 2020.1.20 2020.10.12変更
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用		
記録廃棄の時期 住民基本台帳及び戸籍の附票 消除・改製後150年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務廃止の時期	財務部市民税課	市・都民税賦課	
業務の目的 住民の居住関係の公証及び、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とする。	財務部資産税課	固定資産税・都市計画税賦課	
	財務部納税課	市税徴収（滞納整理）、国民健康保険税収納、国民健康保険税徴収（滞納）	
	市民部市民課	戸籍、住居表示戸番号付定、広域証明発行サービス	
	市民部市民課及び各市民センター	印鑑登録・証明、マイナンバー制度カード管理、在留管理、東日本大震災避難者支援（取りまとめ）	
	市民部堺市民センター	広域証明発行サービス	
	地域福祉部生活援護課	生活保護	
対象となる個人の範囲 ① 届出義務者及びその代理人 ② 住民票の写し等交付請求者 ③ 住民票実態調査対象者及びその居住に関する情報提供者 ④ 在外選挙人名簿登録者	いきいき生活部保険年金課	国民健康保険被保険者資格、国民健康保険税賦課、後期高齢者医療、国民年金資格、国民年金保険料	
	いきいき生活部介護保険課	介護保険被保険者管理、介護保険給付管理	
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
本人等への明示の方法	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
口頭による	市区町村	住民票及び戸籍・戸籍の附票の記載通知に関する情報、居住に関する情報	
	市区町村選挙管理委員会	在外選挙人名簿の登録	
記録の保管方法 ① 文書・電子媒体 ② キャビネット・書庫に保管	区画整理組合	土地の名称・地番変更に伴う新旧対照表、区画整理区域内の土地・家屋所有者、居住者の確認	
保管上の留意点	都市再生機構	土地の名称・地番変更に伴う新旧対照表、区画整理区域内の土地・家屋所有者、居住者の確認	
キャビネット・書庫は全てに施錠	不動産所有者・管理者	住民実態調査対象者等の居住に関する情報	
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ・住民基本台帳法第9条、第17条の2、第19条、第30条の2、第30条の50、第34条		

(第1号様式1)

個人情報業務登録票 その2

業務の名称 住民基本台帳		部 課 名 市民部市民課及び各市民センター
		管理責任者 市民部市民課長及び各市民センター長
		登録年月日
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用	
記録廃棄の時期	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的	子ども生活部子ども総務課	児童手当、子ども手当、児童手当（2012年創設）、
	子ども生活部子ども家庭支援センター	緊急一時保護宿泊費等助成事業
	都市づくり部土地利用調整課	住居表示
	都市づくり部地区街づくり課	区画整理事業（組合施行）指導、土地区画整理事業（市施行）実施
	都市づくり部建築開発審査課	建築等確認審査
	学校教育部学務課	就学
	選挙管理委員会事務局	選挙
対象となる個人の範囲		
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
本人等への明示の方法	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
	居住情報提供者	住民実態調査対象者等の居住に関する情報
	警察署	ストーカー行為又は暴力行為の被害
記録の保管方法	配偶者暴力相談支援センター	暴力行為の被害
	児童相談所	暴力行為の被害
	東京都水道局	水道料金業務
	出入国在留管理庁	在留管理業務、出入国記録
保管上の留意点	東京法務局町田出張所	土地・家屋の所有者の確認
	東京都および地方公共団体情報システム機構	本人確認情報管理
備 考	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他 ・町田市住民基本台帳事務における支援事務取扱要領第5	

(第1号様式2)

業務の名称 住民基本台帳

部 課 名 市民部市民課及び各市民センター

個人情報
の
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	② 公的個人認証	1 主義・主張	☆収集の目的
② 個人番号	③ 住民基本台帳カード	2 支持政党	
③ 住所	④ 在留資格	3 宗教	
④ 性別	⑤ 住民記録システム注意	4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日	情報	5	
⑥ 電話番号	⑥ 成年後見	6	
⑦ 本籍	⑦ 個人番号カード	7	
⑧ 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄	☆収集の目的	9	
⑩ 親族関係	⑪はDV被害者等支援措	10	
⑪ 家庭環境等	置を含む。	11	
⑫ 印鑑登録・印影	⑬については、本人以外の	12	
⑬ 出生	者の請求の場合に収集す	13	
⑭ 死亡	る。	14	
⑮ 帰化	⑰⑱は電子申請者のみ	15	
⑯ 住民異動年月日	⑱の公的個人認証とは、秘		
⑰ 異動事由	密鍵、公開鍵、証明書シリ		
⑱ 使用の目的	アル番号、発行年月日、有		
⑲ 筆頭者	効期間満了日、失効事由を		
⑳ 住民票コード	いいます。		
㉑ 電子メールアドレス			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位	④は本人確認を行うため	2 勤務成績	④は、運転免許証等により
3 学歴	のみ。	3 各種試験成績	本人確認を行うためのみ。
④ 各種団体加入		④ 各種資格	⑤は、警察署・配偶者暴力相
5 賞罰		⑤ 所見	談支援センター・児童相談
⑥ 加入健康保険		6	所・子ども生活部子ども家
⑦ 加入年金		7	庭支援センターからのスト
⑧ 選挙資格		8	ーカー行為・暴力行為の被
⑨ 学籍		9	害に関する所見。
⑩ 加入介護保険		10	
11		11	
12		12	
13		13	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況	④はクレジットカード等	2 病歴	①は、病院等の入院患者の
3 納税額等	による本人確認及びキャ	③ 障がいの状況	方の住所を確定するため。
④ 取引状況	ッシュレス決済に使用す	④ 容姿(写真)	③は、身体障害者手帳によ
⑤ 公的扶助の受給	るため。	⑤ 被害の状況	り本人確認及び番号連携を
⑥ 各種貸付金	⑧はクレジットカード等	⑥ 要介護認定審査	行うためのみ。
⑦ 住居の間取り・図面	による本人確認に使用す	7	④は、証明書等の写真によ
⑧ 金融機関名	るため。	8	り本人確認を行うための
9 口座番号	⑦については、正確な住所	9	み。
⑩ 手当の受給	を確定するため。	10	⑤は、警察署・配偶者暴力相
⑪ 土地の状況	⑬は、東日本大震災の被災	11	談支援センター・児童相談
⑫ 建物の状況	者のみ収集	12	所・子ども生活部子ども家
⑬ 被災		13	庭支援センターからのスト
14		14	ーカー行為・暴力行為の被
15		15	害の状況。
			⑥は、介護保険受給資格証
			明書を発行するため。

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 住民基本台帳		部 課 名 市民部市民課及び各市民センター
		管理責任者 市民部市民課長及び各市民センター所長
		登録年月日 1994.6.6 1997.3.10 2005.9.12 2012.6.11変更
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 通年
利用・提供先	名 称 裁判所及び検察庁	利用・提供の方法 ① 閲 覧 ② 文書による通知、複写 3 コンピュータ処理等 4 その他
	業務の名称 裁判資料の収集	
	管理責任者 裁判所の長及び検察官	利用・提供の条件 提供の目的以外には利用しない。
利用・提供の目的又は理由 裁判所及び検察庁へ資料提供のため、以下の条件の下で外部提供を行うことがある。 ①実体要件＝原則として外部提供は行わないが、請求内容が正当なものであり請求項目が合理的なものと認められるときで、既存の法令実務取扱要領等に照らし、実例・前例があるものについて項目内容を最小限度提供することがある。 ②形式・手続要件＝文書による照会に対し、相手方を確認した上で、文書回答を行うものとする。 提供の可否については、課・係内で慎重に協議し、提供を可とする場合には、課長決裁を経た上で提供する。また、市政情報課に提供案件と理由を事後報告し、審議会の承認を得るものとする。 新規の事例で課内で提供の可否について疑義がある場合には、市政情報課を経由し、審議会の議に付するものとする。		
利用・提供の法令等の根拠 刑事訴訟法第99条第2項 刑事訴訟法第279条 刑事訴訟法第507条 民事訴訟法第186条 民事訴訟法第223条第1項 民事訴訟法第226条		
利用・提供に係る個人情報の項目		
1 氏 名	1 0 異動事由	2 0
2 住 所	1 1 使用の目的（住民票写し等交付申請書記載事項）	2 1
3 性 別	1 2 筆頭者	2 2
4 生年月日	1 3 在留資格	2 3
5 電話番号	1 4 学 籍	2 4
6 世帯主との続柄	1 5	2 5
7 本 籍	1 6	2 6
8 国 籍	1 7	2 7
9 住民異動年月日	1 8	2 8
	1 9	2 9
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。		

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 住民基本台帳		部 課 名 市民部市民課及び各市民センター	
		管理責任者 市民部市民課長及び各市民センター長	
		登録年月日	
システムの名称 オンライン行政手続サービス			
コンピュータ処理等の目的 住民基本台帳情報に基づく証明書の交付申請を電子化することにより、申請者の利便性向上及び受付事務の効率化、正確化を図る。			
コンピュータ処理等の条件 業務上必要のない項目は収集しない。 利用者ID・パスワードにより操作者を識別、限定する。 スクリーンセーバーを使用する。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1	氏名	1 2	2 4
2	住所	1 3	2 5
3	性別	1 4	2 6
4	生年月日	1 5	2 7
5	電話番号	1 6	2 8
6	本籍	1 7	2 9
7	筆頭者	1 8	3 0
8	電子メールアドレス	1 9	3 1
9	公的個人認証	2 0	3 2
10	取引情報	2 1	3 3
11		2 2	3 4
		2 3	3 5
備 考 本システムには、町田市で利用しているSNS「LINE」の町田市公式アカウントから遷移します。「LINE」での個人情報の保有は行いません。			

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 戸 籍		部 課 名 市民部市民課			
		管理責任者 市民部市民課長			
		登録年月日 1989.10.1 1997.3.10 2000.5.8 2001.5.14 2004.10.18 2010.11.8 2012.9.10 2013.7.8 2013.11.11 2014.3.10 2014.10.20変更			
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時		収 集 の 方 法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用			
記録廃棄の時期 除籍後150年		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）			
		部 課 名		業 務 の 名 称	
業務廃止の時期		財務部市有財産活用課		当直	
業務の目的		市民部市民課及び各市民センター		住民基本台帳	
親族的な身分関係を登録・公証する 戸籍上の届出の受理及び戸籍の記録をする一連の事務並びにこれに付随する事務		市民部市民課		広域証明発行サービス	
		市民部各市民センター		戸籍の受付及び証明書交付	
		市民部堺市民センター		広域証明発行サービス	
		地域福祉部生活援護課		生活保護	
		環境資源部環境保全課		行旅死亡人	
対象となる個人の範囲 ① 届出人、届出義務者 ② 謄抄本の申請者 ③ 届出事件本人 ④ 事件本人の筆頭者・父母・養父母・子 ⑤ 死亡時の診断医 ⑥ 出生時の医師・助産婦 ⑦ 世帯主 ⑧ 証人・同意者		◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）			
本人等への明示の方法		機 関 名 等		業務の名称又は収集内容	
口頭による		市区町村長		戸籍謄抄本並びに照会による回答	
		裁判所		戸籍記載等の嘱託及び調停成立、審判確定の通知	
記録の保管方法 ① 文書・電子媒体 ② 耐火保管庫、耐火ラテラルキャビネット で保管		法務局		照会の回答・再製通知	
		警察署		本籍不明者の死亡・判明報告 棄児発見の申出と調書	
保管上の留意点 ・ 耐火保管庫、耐火ラテラルキャビネットは全て施錠 ・ 戸籍サーバは、耐火・耐震室に保管し施錠する					
備 考		本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ・ 戸籍届出の審査に際し、本籍及び住所のある区市町村長に対し、内容の照会を電話にて行う。また事務処理上公用にて謄本等の請求を行う。 ・ 家事事件手続法第116条、家事事件手続規則130条2項、134条、136条 ・ 後見登記等に関する法律附則第2条、戸籍事務取扱準則第23条 ・ 戸籍法第92条、第57条			
本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。					

(第1号様式2)

業務の名称 戸 籍

部 課 名 市民部市民課

個
人
情
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	②① 同意者	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号	②② 嫡出子・非嫡出子	2 支持政党	
③ 住所	②③ 筆頭者	3 宗教	
④ 性別	②④ 帰化	4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日	②⑤ 法定代理人	5	
⑥ 電話番号	②⑥ 特別代理人	6	
⑦ 本籍	②⑦ 暗証番号	7	
⑧ 国籍	②⑧ 面会交流、養育費の分担	8	
⑨ 世帯主との続柄	②⑨ 証人	9	
⑩ 親族関係	②⑩ 不受理申出	10	
⑪ 家庭環境等	②⑪ 住民記録システム注意	11	
⑫ 住民異動年月日	情報	12	
⑬ 認知	③② 電子メールアドレス	13	
⑭ 禁治産・準禁治産	③③ 公的個人認証	14	
⑮ 父母との続柄	☆収集の目的	15	
⑯ 出生	①①はDV被害者等支援措		
⑰ 死亡	置を含む。		
⑱ 届出人の資格	②⑦は証明書自動交付シス		
⑲ 親権者	テムで本人確認を行うた		
⑳ 成年後見	め。ただし蓄積はしない		
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	
3 学歴	④⑥⑦⑨⑩は、謄本等	3 各種試験成績	本人（代理人・使用者を含
④ 各種団体加入	請求の際、社員証、学生	④ 各種資格	む）確認のため、必要に
5 賞罰	証、保険証、年金証書等	5	応じて運転免許証等の
⑥ 加入健康保険	より、本人確認を行うた	6	提出を求める。
⑦ 加入年金	め。	7	
8 選挙資格		8	
⑨ 学籍		9	
⑩ 加入介護保険		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況		② 病歴	
3 納税額等	④は謄本等請求の際、	③ 障がいの状況	①②④～⑨は戸籍の届
④ 取引状況	クレジットカード、キャ	④ 容姿	出事由を確認するため。
5 公的扶助の受給	ッシュカード等による	⑤ 死体の状況	③は、謄本等請求の際、
6 各種貸付金	り、本人確認及びキャッ	⑥ 検案所見	障害者手帳により本人
7 住居の間取り・図面	ッシュレス決済に使用す	⑦ 死亡の原因	確認をすることがある
⑧ 金融機関名	ためを行うため	⑧ 妊娠	ため。
9 口座番号		⑨ 医療機関名	
10	⑧はクレジットカード	10	
11	等による本人確認に使用	11	
12	するため。	12	
13		13	
14		14	

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 戸籍		部 課 名 市民部市民課	
		管理責任者 市民部市民課長	
		登録年月日	
システムの名称 オンライン行政手続サービス			
コンピュータ処理等の目的 戸籍情報に基づく証明書の交付申請を電子化することにより、申請者の利便性向上及び受付事務の効率化、正確化を図る。			
コンピュータ処理等の条件 業務上必要のない項目は収集しない。 利用者ID・パスワードにより操作者を識別、限定する。 スクリーンセーバーを使用する。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1	氏名	1 2	2 4
2	住所	1 3	2 5
3	性別	1 4	2 6
4	生年月日	1 5	2 7
5	電話番号	1 6	2 8
6	本籍	1 7	2 9
7	筆頭者	1 8	3 0
8	電子メールアドレス	1 9	3 1
9	公的個人認証	2 0	3 2
10	取引情報	2 1	3 3
11		2 2	3 4
		2 3	3 5
備 考 本システムには、町田市で利用しているSNS「LINE」の町田市公式アカウントから遷移します。「LINE」での個人情報の保有は行いません。			

22町総職第177号
2022年5月27日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「人事」業務におけるコンピュータ処理等について

添付書類

- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 人事		部 課 名 総務部職員課
		管理責任者 総務部職員課長
		登録年月日
システムの名称 オンライン行政手続サービス		
コンピュータ処理等の目的 「町田市職員採用試験の受験申込受付事務」について、電子申請により申請者の利便を図るとともに、受付事務を効率的かつ正確に行うため。		
コンピュータ処理等の条件 ・業務上必要のない項目は収集しない。 ・ID・パスワードにより操作者を限定する。 ・スクリーンセイバーの利用 ・町田市と事業者間の情報交換は、IPアドレスを設定した特定のパソコン環境を使用する。		
コンピュータ処理等 をする個人情報の項目	1 2 障がいの状況	2 4
1 氏名	1 3	2 5
2 住所	1 4	2 6
3 生年月日	1 5	2 7
4 電話番号	1 6	2 8
5 欠格条項の該当有無	1 7	2 9
6 電子メールアドレス	1 8	3 0
7 動機	1 9	3 1
8 職業・職歴	2 0	3 2
9 学歴	2 1	3 3
1 0 学籍	2 2	3 4
1 1 各種資格	2 3	3 5
備 考 本システムには、町田市で利用しているSNS「LINE」の町田市公式アカウントから遷移します。 「LINE」での個人情報の保有は行いません。		

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町田市教育委員会
教育長 坂 本 修 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「小・中学校新增改築」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について

※変更の理由

- ①市内公立小・中学校で新增改築工事を施工する際、工事施工前後で周辺の建物の現況を調査し、建物に与える影響を判定するため。

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 小・中学校新增改築		部 課 名 学校教育部施設課	
		管理責任者 学校教育部施設課長	
		登録年月日 2003年3月10日 2006年12月11日変更	
収集の時期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☐ 本人等以外 ☐ 目的外利用		
記録廃棄の時期 永年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 ・小・中学校の新築、増築、改築工事の施工監理 ・工事に伴う近隣住民への対策 ・小中学校の新增改築事業において、文部科学省所管の国庫補助事業申請に必要な学級数を算定するための確認資料の作成	市民部市民協働推進課	町内会・自治会	
	市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳	
	学校教育部学務課	就学	
対象となる個人の範囲 ・新增改築事業の補助対象校に通学する予定の児童・生徒 ・地元説明会対象の町内会・自治会長 ・新增改築の設計、工事、監理業者の現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、業務責任者、技術者 ・工事への苦情申立て者 ・ <u>新增改築工事校周辺建物所有者</u>	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	設計業者	業務責任者届、技術者届	
	工事請負業者	現場代理人届、主任技術者届、監理技術者届、専門技術者届	
	工事監理業者	業務責任者届、監理技術者届	
本人等への明示の方法 口頭			
記録の保管方法 ① 文書・電子媒体 ② 書庫に保管			
保管上の留意点 書庫に施錠			
備 考 本人等以外からの収集の際、通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 建設業法第26条 町田市設計委託契約約款、町田市工事請負契約約款、 町田市工事監理委託契約約款		

(第1号様式2)

業務の名称 小・中学校新增改築

部 課 名 学校教育部施設課

個人情報
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的 ⑤は工事への苦情申立て者より収集
2 個人番号		2 支持政党	
③ 住所		3 宗教	
4 性別		4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		⑤ 意見	
⑥ 電話番号		6	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
9 世帯主との続柄		9	
10 親族関係		10	
11 家庭環境等		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的 ①、③は現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、業務責任者からのみ収集 ②、④は町内会・自治会の会長からのみ収集	1 学業成績	☆収集の目的 ④は現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、業務責任者からのみ収集
② 地位		2 勤務成績	
③ 学歴		3 各種試験成績	
④ 各種団体加入		④ 各種資格	
5 賞罰		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的 ②、⑦、⑩は新增改築工事校の周辺建物所有者からのみ収集	1 健康状況	☆収集の目的 ④は資格証を確認するため主任技術者、監理技術者、専門技術者、からのみ収集
② 財産状況 (建物の所有)		2 病歴	
3 納税額等		3 障がいの状況	
4 取引状況		④ 容姿 (写真)	
5 公的扶助の受給		5	
6 各種貸付金		6	
⑦ 住居の間取り・図面		7	
8 金融機関名		8	
9 口座番号		9	
⑩ 建物の状況		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第 1 2 号様式)

個人情報外部委託等登録票

		部 課 名	学校教育部施設課
		管理責任者	学校教育部施設課長
業務の名称 小・中学校新增改築		登録年月日	
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者	名称及び所在地 家屋調査専門事業者	委託等の条件	① 秘密の保持
	代 表 者 家屋調査専門事業者代表者		② 第三者への提供の禁止
	管理責任者 家屋調査専門事業者管理責任者		③ 指示目的以外の使用の禁止
委託等の内容 建築工事の施工に伴う近隣家屋に対する影響を判定するため、工事施工前及び完了後の家屋の現況を調査し記録する。	④ 事故発生時の報告		
委託等の理由 専門的な知識を必要とし、対象範囲が広く多数に及ぶため。	⑤ 再委託の禁止		
委託等の期間 建築工事の着手前及び完了後の相当の期間			⑥ 複写及び複製の禁止
			⑦ 情報の管理方法の指定
			⑧ 職員による立入り調査
			9 その他
委託等に係る保有個人情報の項目			
1 氏名		1 2	2 4
2 住所		1 3	2 5
3 電話番号		1 4	2 6
4 財産状況（建物の所有）		1 5	2 7
5 住居の間取り・図面		1 6	2 8
6 建物の状況		1 7	2 9
7		1 8	3 0
8		1 9	3 1
9		2 0	3 2
1 0		2 1	3 3
1 1		2 2	3 4
		2 3	3 5
備 考			

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「子育て世帯生活支援特別給付金」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について

※変更の理由

本業務を2021年度に引き続き2022年度も実施するため。

「_____」は削除、「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報目的外利用登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 子育て世帯生活支援特別給付金		部 課 名 子ども生活部子ども総務課	
		管理責任者 子ども生活部子ども総務課長	
		登録年月日 2021. 7. 12	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用		
記録廃棄の時期 5年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期 20222023. 9. 30	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯、又は中学校修了後から18歳年度末までの子を養育する世帯）に対し、特別給付金を支給する。	市民部市民課及び 各市民センター	住民基本台帳	
	子ども生活部子ども総務課	児童手当、児童扶養手当、児童育成手当	
対象となる個人の範囲 ・ 20212022年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給者し、住民税非課税の世帯及び対象児童 ・ 中学校修了後から18歳になった年度の末までの子を養育するものし、住民税非課税相当の収入に下がった世帯及び対象となる子 ・ 児童扶養手当を受給している又は児童扶養手当の対象となる水準に収入が下がったひとり親及びその子ども	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	東京都	特別児童扶養手当受給情報	
	市区町村	個人住民税賦課情報	
記録の保管方法 ① 文書、電子媒体 ② キャビネットに格納			
保管上の留意点 キャビネットに施錠			
備 考 本人等以外からの収集の際、通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第11条		

(第1号様式2)

業務の名称 子育て世帯生活支援特別給付金

部 課 名 子ども生活部子ども総務課

個人情報
記入の
項目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
② 個人番号		2 支持政党	
③ 住所		3 宗教	
④ 性別		4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		5	
⑥ 電話番号		6	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
10 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等		11	
⑫ 住民異動年月日		12	
⑬ 異動事由		13	
⑭ 死亡		14	
15		15	
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	
3 学歴		3 各種試験成績	
4 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	1 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況		2 病歴	
3 納税額等		③ 障がいの状況	
④ 取引状況		4 容姿	
5 公的扶助の受給		5	
6 各種貸付金		6	
7 住居の間取り・図面		7	
⑧ 金融機関名		8	
⑨ 口座番号		9	
⑩ 手当の受給		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 子育て世帯生活支援特別給付金		部 課 名	子ども生活部子ども総務課
		管理責任者	子ども生活部子ども総務課長
		登録年月日	2021.7.12
システムの名称 福祉総合システム			
コンピュータ処理等の目的 福祉総合システムを利用した情報管理及び事務処理を行うことで、給付金事務の迅速化、効率化を図る。			
コンピュータ処理等の条件 ・業務上不必要な項目は収集しない。 ・ID・パスワードにより操作者を限定する。スクリーンセーバーを使用する。 ・所属長が許可した会計年度職員等は給付金に関わるデータ入力を職員の補助者として行う。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
	1 2		2 4
1 氏名	1 3		2 5
2 住所	1 4		2 6
3 性別	1 5		2 7
4 生年月日	1 6		2 8
5 電話番号	1 7		2 9
6 世帯主との続柄	1 8		3 0
7 家庭環境等	1 9		3 1
8 金融機関名	2 0		3 2
9 口座番号	2 1		3 3
1 0 手当の受給	2 2		3 4
1 1 障がいの状況	2 3		3 5
備 考			

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「介護保険給付管理」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び外部委託等について

※変更の理由

- ・町田市介護保険被保険者が、町田市外の施設にいる際に、所管する消防署から消防法35条の13に基づく照会があるため
「_____」は削除、「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報外部提供登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

(第5号様式) 7

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 介護保険給付管理		部 課 名 いきいき生活部介護保険課
		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長
		登録年月日 2001.10.15
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 通年
利用・提供先	名 称 東京消防庁町田消防署	利用・提供の方法 1 閲 覧 ② 文書による通知、複写 3 コンピュータ処理等 ④ その他（口頭）
	業務の名称 地域予防活動	
	管理責任者 東京消防庁町田消防署長	利用・提供の条件 提供目的外の使用を禁止します。
利用・提供の目的又は理由 ・災害時に、要介護（要支援）認定を受けた方の迅速な救助活動を行うため。 ・避難が困難な要介護者を主として入居または宿泊させる施設の消防用設備等に関わる点検のため。		
利用・提供の法令等の根拠 なし ・消防法第35条の13		
利用・提供に係る個人情報の項目		
1 氏名	1 2	2 4
2 住所	1 3	2 5
3 性別	1 4	2 6
4 生年月日	1 5	2 7
5 加入介護保険	1 6	2 8
6 要介護認定審査	1 7	2 9
7	1 8	3 0
8	1 9	3 1
9	2 0	3 2
10	2 1	3 3
11	2 2	3 4
	2 3	3 5
備 考 外部提供の際、本人等への通知・同意は省略とします。		

個人情報外部委託等登録票

		部 課 名 いきいき生活部介護保険課	
		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長	
業務の名称		登録年月日	
介護保険給付管理		委託等の条件	
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者	名称及び所在地		① 秘密の保持
	東京都千代田区神田練堀町 3 番地		② 第三者への提供の禁止
	富士ソフト株式会社 秋葉原オフィス		③ 指示目的以外の使用の禁止
	代 表 者 代表取締役		④ 事故発生時の報告
	管理責任者 営業本部長		⑤ 再委託の禁止
委託等の内容		⑥ 複写及び複製の禁止	
要介護認定審査会で使用する資料を電子化する		⑦ 情報の管理方法の指定	
委託等の理由		⑧ 職員による立入り調査	
電子端末を使用し、資料をペーパーレス化するため		9 その他	
委託等の期間			
通年			
委託等に係る保有個人情報の項目			
1 2	健康状況	2 4	
1 氏名	1 3 病名	2 5	
2 住所	1 4 障がいの状況	2 6	
3 性別	1 5 容姿（身長・体重）	2 7	
4 生年月日	1 6 病歴	2 8	
5 電話番号	1 7 医療機関名	2 9	
6 親族関係	1 8 要介護認定審査	3 0	
7 家庭環境等	1 9 日常生活動作	3 1	
8 嗜好	2 0 医療給付	3 2	
9 利用施設名	2 1 介助の状況	3 3	
1 0 加入介護保険	2 2 福祉機器の利用状況	3 4	
1 1 所見	2 3 行動・性格	3 5	
備 考			

【消防法】

第三十五条の十三 総務大臣、都道府県知事、市町村長、消防長又は消防署長は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係のある官公署に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(平一四法三〇・追加、平二一法三四・旧第三十五条の十繰下)

<参考>

年 月 日

●●消防署長

要介護認定について（依頼）

このことについて、消防法第35条の13に基づき、次の事項について別紙により御回答くださいますようお願いいたします。

- 1 照会事項
下記調査対象者の要介護状態区分または要支援状態区分の最新状況
- 2 調査対象者

氏名	生年月日	住所	被保険者番号
●●	●●	●●	●●

- 3 照会理由
上記調査対象者が入所する●●●において、新たに消防用設備等の設置義務が生じるかどうかを判定するため。
- 4 回答先
●●消防署

年 月 日

●●消防署長 様

要介護認定について（回答）

●年●月●日付け●●にて照会がありましたことについて、次のとおり回答いたします。

被保険者番号	氏名	介護度